

平成 23 年 12 月 16 日

西桂町議会
議長 郷 田 和 美 殿

西桂町長の公職選挙法違反嫌疑
究明のための調査特別委員会
委員長 滝 口 新 一 朗

西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査特別委員会 所 管 事 務 調 査 報 告 書

本特別委員会に付託された調査事項について、会議規則第 77 条の規定により、調査の結果を以下のとおり報告いたします。

記

調査活動日

- 第 1 回……平成 23 年 10 月 28 日
- 第 2 回……平成 23 年 12 月 5 日
- 第 3 回……平成 23 年 12 月 9 日

委員会意見

石田壽一町長の支援者等に対する寄付行為の嫌疑により町政が混乱・停滞し、西桂町の信用を著しく失墜させている件について、司直による捜査とは別に、当町議会として町民等に対する説明責任を果たす必要があり、当町議会における町長の嫌疑究明のための調査をすることを目的とした調査特別委員会を設置し、町長に対し多くの質問をし、各委員より多くのご意見をお聞きしてきました。

審査の中で、町長の「町民の負託を受けたものとして今後も職務を全うしたい」との発言については、選挙後に発覚した事件のため道義的責任を取って辞職すべきであるとの意見、町長を即刻辞職していただきたいとの意見、町長の給料に対し減額を求める意見、西桂町を創る会により町長に辞職要求が提出されたことを受け、町民の声を重く受け止め、地域住民の代表である議員としてこの声にしっかりと対応していかなければならないとする意見等がございました。

また一方、司直により捜査中であり、もし公職選挙法違反により検挙され立憲され

たら道義的に責任を取って辞めていただくことはあるが、現在も司直の判断にゆだねているので、動議的責任を取り町長の辞職を進めるのは如何なものかとの意見、むしろ12月定例会で町長不信任案を提出していただき、議員自らも解散をして出直した方が良いとの意見等がございました。

しかしながら、調査の過程の中で、町長より、公職選挙法違反については町の事務ではなく、本特別委員会が地方自治法第109条第6項に定める特別委員会としての規定に違反していること、本委員会が町長の主張を認めないとの結論を出しており、調査の結論付けがなされたと理解していること及び今まで述べてきた以上のことは変化がないことの3点を理由に、12月5日に開催された本委員会を委員長に許可なく無断で席を立ち退席してしまいました。

以上の町長の行動は明らかに議会軽視であり、町民への説明責任を果たす場としての本委員会において明快な答弁を避けてきたことは町民軽視であると言わざるを得ず、石田壽一町長に対する辞職勧告決議案を私、委員長が提出者となり、委員会発議として12月16日の本会議に提出することで決定いたしました。

平成23年10月28日審査内容

○議題 西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための審議（事務調査）

（委員質疑・回答）

問 9月16日の調査特別委員会の席上、7月28日に山梨日日新聞・読売新聞に掲載され山梨放送のワイドニュースで放映された、ウナギ宅配石田町長の関与を認める発言に対しての質問に対し、町長は「事実ではありません」と答弁し、更に委員より、「事実でなかったなら報道機関を告訴なり偽証罪で訴えるべき」との質問に対し、町長は「そのつもりでおります」と答弁しているが、更に、委員より、「その後、告訴を行ったのか」。

町長 行ってない。弁護士と相談中です。

問 10月17日月曜日にウナギ宅配事件の終結を宣言したのか。

町長 終結とは言っていない。9月で警察の捜査は終了し送検するかどうかの判断の段階。

問 議員宅に石田町長の奥さんが訪問され、議会を解散することを匂わし、町長夫人の言動は、夫人と相談の上と思われる。自ら公職選挙法違反をしておきながら解散も視野に入れると言うあきれた話で町長は自ら辞職すべき。

町長 解散については、僕を失職させたいのであれば、議会を解散して、信を問うことは話した。

問 町長の担当弁護士の名前は。

町長 東京の小川正弁護士です。

問 9月10日以降、警察の事情聴取はあったのか。

町長 9月17日に私、9月15日に妻。9月20日に写真や指紋等を取られ、その他の内容は9月17日の内容と変わらない答えをした。

問 10月17日の役場職員への報告について全員に報告したのか。

町長 役場・教育委員会・保育所で行った。

問 西桂町というとウナギの問題が問われる、町の信頼を失墜させた、一連の騒動の責任は。

町長 今までと同様の考えです。

問 川村教育長については贈られた責任を取って辞職したが、贈った方の責任は。

町長 そのことについては、自分には責任はない、体調が悪いと言っていた。川村前町長と一緒に辞すると言っていたを慰留していたと聞いている。

問 納得できない、町長の妻が、議員宅に訪れて、「ウナギ町長として名が残る」と言った事も知っていた、普段から話し合いをしているのではないか。解散も匂わせていた。普段から夫婦で話し合いをしているから議会での内容や解散を匂わせているのではないのか。

町長 妻が議員宅に行ったことは聞いていない。

質問 西桂町は妻の町か。

町長 そんなことはない。

平成23年12月5日審査内容

○議題 西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための審議（事務調査）

（委員質疑・回答）

町長 本日委員長様にお会いして本日は出席を遠慮させていただきたい旨お伝えしました。そうしたところ、事務局、委員長さんより理由を説明してくれとのことなのでまいりました。西桂町議会特別委員会より委員会への出席の要請がありましたが、この要請は3つの理由で、希望に沿う事が出来ないということです、1つは、特別委員会設置自体が地方自治法に違反しているだろうと考えております。

これは最初の時に申し上げましたが、西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査に関する事項ということで設置された訳ですけれども、この西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明は西桂町の事務に関する調査ではないと考えています。地方自治法第109条第6項に当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、ということである訳ですが、公職選挙法違反というのは、町の事務とは僕は見なすことはできないということです。2番目に、委員会は私の主張、他全員協議会あるいは記者会見あるいは議会で述べてきた事は、認めないという結論を前回、委員会が出されたということで、調査の結論づけがなされたと理解しております、この結論については私は勿論認められない、遺憾と考えておりますが、結論付けられたということです。それからもう1つは、今まで述べてきた事以上の事は、事情に関して変化がありませんので、という事の3点において、私は委員会に出席するということとは出来ないと考えておりますので、ここで退席させていただきます。

（この後、委員長の許可なく退席）

意見 退席したことを受けて、町長を即刻辞職していただきたい。議会軽視であり、今後提案は否決すべきである。丹波山村村長は 5 万円の報酬でやっているのに、石田町長の給料に対し減額を求める。

意見 県へ行けばウナギ事件ばかり質問されて辛い思いをしている。町長は辞職し、もう一度選挙をやり直していただきたい。

意見 公職選挙法第 199 条の 2 の規定に対して、「妻がやった自分は関与していない」と言うことで通れば、公職選挙法は入らなくなってしまう、速やかに辞していただきたい。

意見 住民への納得いく説明がない。当初、公民館で直接話すとしたが、9 月定例会では、住民にどの様に理解していただくのかの質問に対して回覧板その他で説明と言っているが、以前とは答えが違うため、町民への説明責任をどの様にしていくのか。

意見 妻が妻がと言っているのに、奥さんに委員会に来て直接説明していただきたい。

意見 寄付罪における寄付をしたものと寄付を受けた者の共犯関係について調べた結果、寄付を受けたものが寄付の要求をした場合は、共同正犯となるが、今回のウナギ宅配事件の場合は寄付を要求したということにはなっていないが、受け取ったことにより寄付行為を取り付けたことによる従犯になる可能性がないわけではない。公職選挙法第 199 条の 2 第 1 項は公職の候補者等は「いかなる名義をもってするを問わず、寄付をしてはならない」と規定されているので、特に役職にある者は受け取ったことにより寄付行為を助けたことにもなるので、その社会的道義的政治的な責任は大きいものとする。また、ウナギを受け取ったものの内、時期的なことを考えてウナギを石田町長へ返したという報道もあるが、そういった行為もせず、そのまま受け取った者には受け取ったことにより、寄付行為を助けたことになり、当然社会的道義的責任は大きく事実を公表し責任の所在を明らかにしていくべきだ。また、今回の町長選にかかわりのある者がウナギを受け取った場合も、公職選挙法第 199 条の 2 第 1 項の公職の候補者等の寄付の禁止違反となることを考えると、お中元と思ったとか知らなかったでは済まされない問題なので、本委員会でもしっかりと議論をしていきたいと思うので、ウナギ配布先につきましても今後明らかにしていくべきと考えられるので、質問事項としていただきたい。

また、本日明るい西桂町を創る会により町長に辞職要求が提出された件ですが私達議員は地域住民の代表であり、町行政の主権者であります町民の声が本日行動として示されたが、実に 3 分の 1 を超える現時点での町民の声を重く受け止め地域住民の代表であります議員としてこの声にしっかりと対応していかなければならない。

今回のこのウナギ宅配問題は公職選挙法の寄附の禁止に違反していることはまぎれもない事実であり、司直の判断とは別に今回の一連の騒動により西桂町の誇りと名誉を著しく失墜させた社会的道義的責任の大きさは計り知れないものです

議会としてもこの事実をもう一度確認し議会としての意志を明確に示していかなければならない。

既に第3回目の本委員会でも今回の事件に対して「妻が独断でやったこと」と「送り先は選挙には関係ない」との2点については明確に認められないとの意見集約をしたが、今回はこの町民の意思表示を重く受け止め、しっかりと対応していく所存であるので、このことも議会としての明確な意志としたいと思う。12月定例会では辞職勧告決議案も検討してまいりたいと考えておりますので、各位のご協力をお願いします。

意見 司直により捜査中であり、もし公職選挙法違反により検挙され立憲されたら、道義的に責任を取って辞めていただくことはあるが、現在も司直の判断にゆだねているので、動議的責任を取り町長の辞職を進めるのは如何なものか、むしろ議員が解散してもらって、すっきりした方が良く、12月定例会で町長不信任案を提出していただき、議員自らも解散をして出直した方が良く。

意見 議会として12月定例会において辞職勧告決議案を提出するが、拘束力はない。

しかし、警察の事情聴取をしながら町長職を続けている人は過去にいない。

意見 司直の捜査は終わったのか確認していただきたい。

問 今日には報道関係者がお揃いですので山梨日日新聞社及び読売新聞並びに山梨放送ワイドニュースの記者にお聞きします。

まず、7月27日水曜日に記載された読売新聞ですが、主な内容を読みますと、「川村吉則前町長宅にも10日に送られた。13日、石田町長に電話すると「普段から子育て支援でお世話になっているので、そのお礼のお中元」と話したといい、川村氏は受け取るのは不適切と判断し、返したという。」と報道しています。また、7月28日木曜日の山梨日日新聞社にも、主な内容を読みますと、「川村吉則前町長によると、今月10日、留守中にウナギが届き、長男が受け取った。12日に電話で意図を確認したところ、石田町長は「子育て支援活動でお世話になったことへの感謝の気持ちを伝えるため贈った」と説明したという。」と報道されており、山梨放送ワイドニュースでも同じ内容を放送しておりますが、3社の皆さんは、当然のことながら前川村吉則町長さんへ直接会って、取材をした内容で真実を報道されたのか確認したいので、教えて下さい。

読売新聞記者 その通りです。

町長が退席したので、委員各位の質問、意見を取りまとめて、町長へ提出することとした。

平成 23 年 12 月 9 日 審査内容

○議題 今後の対応について（協議事項）

（委員質疑・回答）

意見 委員会発議第 1 号として「西桂町長辞職勧告決議について」を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び西桂町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により議案として提出したい。

提案理由は、石田壽一西桂町長の支援者等に対する寄付行為の嫌疑により町政が混乱・停滞し、西桂町の信用を著しく失墜させている件について、司直による捜査とは別に、当町議会として町民等に対する説明責任を果たす必要があり、当町議会における町長の嫌疑究明のための調査をすることを目的とした特別委員会を設置し、4 回にわたり委員会を開催したが、4 回目開催の際、本委員会の要請を断り、委員長に許可なく、無断で席を立ち退席してしまったが、このことは議会軽視であり、委員会の総意により石田壽一西桂町長の辞職を勧告決議するものである。

委員長 これより、委員会採決を行います。調査特別委員の皆様にお諮りいたします。

委員会発議第 1 号「西桂町長辞職勧告決議について」を採択とすることに、ご異議ありませんか。

一同 異議なし。

委員長 ご異議なしと認めます。よって委員会発議第 1 号「西桂町長辞職勧告決議について」は、採択と決定いたしました。